

平成28年第3回長与町議会定例会会議録(第5号)

招集年月日 平成28年 9月 6日  
本日の会議 平成28年 9月26日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員  
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員  
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員  
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員  
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員  
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 中山 庄治 君 議事課 長 富永 正彦 君  
課長 補佐 細田 浩子 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副町長 鈴木 典秀 君  
教 育 長 黒田 義和 君 総務部長 荒木 重臣 君  
企画財政部長 久保平敏弘 君 建設産業部長 緒方 哲 君  
住民福祉部長 久松 勝 君 教育次長 帯田 由寿 君  
健康保険部長 谷本 圭介 君 水道局長 木島 英利 君  
会計管理者 谷本 清 君 建設産業部理事 松邨 清茂 君  
水道局理事 吉田 邦彦 君 教育委員会理事 近藤 徳雄 君  
秘書広報課長 青田 浩二 君 総務課長 山本 昭彦 君  
契約管財課長 井川 勝信 君 地域安全課長 山口 功 君  
政策企画課長 荒木 隆 君 財政課長 田中 一之 君  
税務課長 荒木 秀一 君 収納推進課長 宮崎 伸之 君  
土木管理課長 日名子達也 君 産業振興課長 中嶋 敏純 君  
福祉課長 森川 寛子 君 こども政策課長 村田ゆかり 君  
住民環境課長 栗山 浩二 君 健康保険課長 志田 純子 君  
介護保険課長 辻田 正行 君 下水道課長 濱 伸二 君  
教育総務課長 宮司 裕子 君 生涯学習課長 山口 利弘 君  
農業委員会事務局長 森 省二 君 情報管理室長 江頭 幹夫 君

会議録署名議員

16番 竹中 悟 議員

1番 浦川 圭一 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 12時07分

平成28年第3回長与町議会定例会  
議事日程（第5号）

平成28年 9月26日（月）  
午 前 9時30分 開 議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	44	平成28年度長与町一般会計補正予算（第3号）	※総文
2	45	平成28年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	※総文
3	46	平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	※産厚
4	47	平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	※産厚
5	48	平成28年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）	※産厚
6	49	平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	※産厚
7	50	平成27年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について	※総文
8	51	平成27年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※総文
9	52	平成27年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※産厚
10	53	平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	※産厚
11	54	平成27年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※産厚
12	55	平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※産厚
13	56	平成27年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について	※産厚
14	57	平成27年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について	※産厚
15	60	長与町教育委員会教育長の任命について	—
16	—	議員派遣の件	
17	—	委員会の閉会中の継続調査申し出	

※付託された委員会

## ○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。23日までの委員会審査お疲れ様でした。

ただいまから本日の会議を開催いたします。

まず、日程第1、議案第44号、平成28年度長与町一般会計補正予算（第3号）、日程第2、議案第45号、平成28年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

## ○議員（喜々津英世議員）

おはようございます。早速、報告をさせていただきたいと思います。

去る9月9日、平成28年第3回定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託を受けました議案の審査結果について報告いたします。まず、議案第44号、平成28年度長与町一般会計補正予算（第3号）については、9月12日に委員全員出席のもと、説明員として荒木総務部長の他関係部課長及び職員の出席を求め、審査を行いました。提案理由、主な内容は、今回の補正は既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9,178万2,000円を追加し、補正後の総額を124億3,376万4,000円とするもので、歳入の主なものは、13款国庫支出金では、災害復旧費負担金や道路橋梁費補助金などに総額925万6,000円を計上。14款県支出金では、青年就農給付金75万円など、総額105万円を計上。17款繰入金では、駐車場事業及び後期高齢者医療並びに土地区画整理事業特別会計の前年度決算額確定により、各特別会計からの繰入金902万1,000円を計上。18款繰越金は、今回の補正予算の財源調整として7,988万5,000円を計上。20款町債は、新たに災害復旧事業充当起債60万を計上。発行可能額が確定した臨時財政対策債を853万円減額、合わせて793万円の減額計上となっています。

歳出の主なものは、人件費に関しては、町長等の共済費が66万7,000円の増、一般職は給料で昇給に伴う増が1,462万2,000円、採用、退職、配置転換などによる減が1,205万3,000円で、合わせて256万9,000円の増、職員手当が180万4,000円の減、共済費が555万円の減となっています。人件費以外の主なものは、2款総務費は、電算システム運用開発委託料786万3,000円、評価替に伴う航空写真撮影業務委託料844万1,000円など増があるが、総額1,352万6,000円の減額計上となっています。3款民生費は、地域介護・福祉空間整備等補助金92万7,000円、機構改革による人件費の増などで、総額3,581万2,000円を計上。4款衛生費は、B型肝炎の予防接種委託料554万1,000円の増、機構改革による人件費の減などで総額1,286万2,000円の減額計上となっています。6款農林水産業費は、三根郷の農畜産物加工処理施設の解体工事費1,400万円など、総額2,867万8,000円を計上。8款土木費は、道路橋梁費に3,310万1,000

0円など総額4,043万1,000円を計上。10款教育費は、図書館整備工事費183万8,000円など総額1,033万8,000円を計上、以上のような説明がありました。

主な質疑は、総務部関係では、町長・副町長・教育長の共済費が増額されているが、この理由は何か、に対し28年度当初予算計上時に、本来は12カ月分を計上すべきところ誤って10カ月としていたことが発覚したため、今回、補正処理を行ったとのことでした。

建設産業部関係では、青年就農給付金75万円は、新規就農者に対する補助金と思うが、補助の期間など制度の仕組み、対象者の就農計画はどうなっているのかの問いに経営開始から軌道に乗るまでの定額給付となっている。年間150万円を限度に最長5年間受給できるが、所得が350万円を超えると給付停止となる。補助対象者の5年後の経営面積は、中晩柑類2,000平方メートル、桃1,000平方メートル、野菜類2,000平方メートルを計画しているとの答弁でした。また、農畜産物加工施設の解体は、土地の賃借料を考えると早目に解体し返却すれば少なくなるのではないか。という問いに、地権者と協議した上で、3月末までの賃貸借契約としている。3月までの賃料は払う必要があるとの答弁でした。

生活福祉部関係では、予防接種委託料が組まれているが、肝炎の予防接種は何人ぐらいを想定しているのか。との問いに、B型肝炎の予防接種は、対象年齢がゼロ歳であり430名程度を予定している。3回の接種が必要であり、今年度中は805件を想定し予算を計上している。以上の答弁でした。

また、教育委員会関係では、図書館整備工事費は、雨漏り工事とのことだが、5年ぐらい前にもあったのではないか。新しい図書館ができるまでには、かなりの工事が必要になるのではないかの問いに対し、5年ぐらい前の工事については資料を持っていないが、今後の修理または改修工事については今年度策定する長与町公共施設総合管理計画に基づき、順次重要性のあるものから工事が行われるものと考えている。との答弁でした。主な質疑は以上のようなものでした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号、平成28年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）については、9月12日に委員全員出席のもと、説明員として荒木総務部長、井川契約管財課長他関係職員の出席を求め、審査を行いました。

提案理由、主な内容は、今回の補正は予算総額に歳入歳出それぞれ147万円を追加し、補正後の総額を840万2,000円とするものです。

歳入では、2款繰越金は、27年度駐車場事業特別会計の決算による剰余金147万円を計上。また、歳出では、1款総務費は、一般会計への繰出金として147万円を計上、以上のような説明がありました。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上終わります。

## ○議長（内村博法議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第44号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第45号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第44号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第1、議案第44号、平成28年度長与町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議案第45号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第2、議案第45号、平成28年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第46号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第4、議案第47号、平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第5、議案第48号、平成28年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第6、議案第49号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○議員（河野龍二議員）

おはようございます。

産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果について報告いたします。

まず、議案第46号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、9月14日、委員全員出席のもと、説明員として、谷本健康保険部長、志田健康保険課長、他関係職員を招き審査を行いました。提案理由の説明では、今回の補正は歳入歳出それぞれ289万5,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ5億8,060万9,000円とするもの。歳入では、国保広域化に向けたシステム改修に係る費用、前年度の退職者医療、療養給付費交付金の不足のため社会保険診療報酬支払基金から追加交付をされた額。歳入欠陥補填収入は、歳入の492万8,000円と歳出の委託料289万5,000円の差額を計上しているという説明を受けました。

主な質疑では、歳入欠陥補填収入の詳しい説明を求める。この問いに対し、答えでは、平成27年度の国保会計が約1億円の赤字の決算となり、28年度予算から繰上充用として不足額を補った。28年度の歳出予算の金額を繰上充用金として増額したが、歳入の金額を合わせるために歳入欠陥補填収入と枠をつくった。それによって、歳入欠陥補填収入については、歳入の予定がないが枠だけつくったような状態になっている。最終的に繰上充用の金額をゼロまで解消しなければならない。今回の補正は、給付費交付金等の歳入の増があったので、プラスになった分203万3,000円を歳入欠陥補填収入に計上した。

広域化に向けたシステム改修費用が国庫補助額を上回っている。十分な補助が受けられないのか。この質問に対し、国庫補助はシステム改修に伴い費用の上限額いっぱい申請している。当初は国庫補助で収まると思っていたが、見積もりによると補助額より高くなっている。今後もシステム改修業者と協議はしていきたい。との答弁でした。

また、29年度の国保税の引き上げはないのか。この質問に対し、値上げも含め現在検討している。

このような答弁が行われ、審査の結果、全会一致で可決することに決しました。

続きまして、議案第47号、平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、9月14日、委員全員出席のもと説明員として、谷本健康保険部長、志田健康保険課長、他関係職員を招き審査を行いました。

提案理由の説明では、歳入歳出それぞれ203万7,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億4,413万6,000円とする。歳入については、平成27年度の繰越額が確定。歳出では、平成27年度から繰り越した保険料に伴う納付金200万1,000円の計上。繰出金は、広域連合納付金200万1,000円を差し引

いた3万7,000円を一般会計に繰り出すものという説明を受けました。

主な質疑では、今回の納付額は、毎年この時期に請求がくるのか。この質問に対し、後期高齢者医療の保険料はすべて納付している。この時期の納付は、出納整理期間4月、5月の納付保険料で一旦28年に繰越し今の時期に納付する。以上のような答弁でありました。審査の結果、全会一致で可決と決しました。

続きまして、議案第48号、平成28年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、9月14日、委員全員出席のもと、説明員として、谷本健康保険部長、辻田介護保険課長、他関係職員を招き審査を行いました。

提案理由の説明では、保険事業勘定では、歳入が支払基金交付金、介護保険給付費交付金及び地域支援事業支援交付金ともに、平成27年度の実績による交付金の精算に伴う社会保険診療報酬支払基金からの追加交付分。繰越金については、平成27年度決算に伴う繰越額が確定したことによるものである。歳出については、介護保険制度改正により地域支援事業の内容が見直され、来年の4月から介護予防日常生活支援総合事業が実施される。今回の補正は、制度改正にかかわる主な内容で予防給付のうち介護予防訪問看護と介護予防通所介護が保険給付から地域支援事業へと移行される。また、2次予防事業、1次予防事業なども介護予防事業が新たに一般介護予防事業として再編される。新しい総合事業への移行に係る最終年度となっており、本町ではサービス利用者等の負担を考慮し、10月から順次移行を行う予定とし、これらの関係関連する経費として、介護予防生活支援サービス事業費、介護予防ケアマネジメント事業費、一般介護予防事業費として、それぞれ計上しているという説明を受けました。

主な質疑では、介護予防生活支援サービスで10月から移行すると説明があったが、内容については、この質問に対し、今年度の地域支援事業費の中の介護予防訪問看護と介護予防通所介護が、介護予防生活支援サービスに移る。

地域住民グループ支援事業費では、何グループに補助を出すのか。この問いに対し、1グループ当たり10万円の補助を行っている。10月以降に5グループを増やしたい。

新事業に10月から移行するとのことだが、突然サービスが受けられないなどの弊害がないのか。この質問に対し、サービス自体に支障はない。引き続き受けられるようになると思う。

地域住民グループ支援事業は、増える5グループは確定しているのか。この問いに対し、1グループは相談があっている。4グループはこれから設置できるよう努力したい。以上のような質疑が行われ、審査の結果、全会一致で可決と決しました。

続きまして、議案第49号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）については、9月12日、委員全員出席のもと説明員として、緒方建設産業部長、松邨建設産業部理事、他関係職員を招き審査を行いました。

提案理由の説明では、歳入歳出それぞれ1,600万円を増額して、補正後の総額を歳入歳出総額8億948万8,000円とする。歳入の一般会計繰入金201万9,000



0円は、人事異動に伴い人件費の予算不足が生じたための増額補正。繰越金1,398万1,000円の増額は、昨年度の実質収支の確定により、1,598万1,000円から当初予算に計上していた予備費の200万円を差し引いて1,398万1,000円の増額。歳出では、土地区画整理総務費の201万9,000円は人事異動に伴う増額。委託料646万6,000円は県事業委託料。繰出金751万5,000円、一般会計への繰出金として増額計上しているという説明を受けました。

主な質疑では、県事業委託料の内容は。この問いに対し、具体的にどの事業に係る費用とは聞いていない。事業そのものが大変遅れているので、少しでも進捗させようと残った費用を事業委託料に充て、事業を進めていくために計上した。

一般会計の繰出金も事業費に回せなかったのか。この問いに対し、一般会計から繰り出しもあり、現在、町の会計上、特別会計の余ったお金は一旦返すようにしている。保留地売却額が751万5,000円あったので、その額は一般会計に繰り出すことにした。以上のような審査が行われ、審査の結果、全会一致で可決と決しました。

以上報告いたします。

#### ○議長（内村博法議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第46号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第47号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第48号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第49号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第46号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第46号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第47号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第4、議案第47号、平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第48号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第48号、平成28年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次にこれから、議案第49号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第49号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第50号、平成27年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第51号、平成27年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

#### ○議員（喜々津英世議員）

それでは、総務文教常任委員会に付託を受けました議案の審査結果について報告いたします。

まず、議案第50号、平成27年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定については、9月12日から21日まで、委員全員出席のもと、荒木総務部長の他各部局長、関係課長及び職員の出席を求め、審査を行いました。

提案理由、主な内容は、歳入では、歳入全体の収入済額は129億7,070万1,154円。前年比約1億6,594万円の増、不納欠損額は1款町税、12款使用料及び手数料を合わせて733万1,832円、前年比約239万円の減。国・県支出金を除く収入未済額の合計は2億831万8,858円、前年比約2,620万円の減となっている。町税の収納率は、主要な施策の成果に関する報告書に記載のとおり、全税目合計で96.13%となり、平成元年以降最高の成果を上げている。これはコンビニ収納などの納付環境の整備とともに、収納推進専門員採用の成果が、給与や不動産などの差押えを含めて、担当職員の徴税意識の向上及び徴収努力につながり成果として表れている。

財源別収入を見ると、町税など自主財源比率は48.2%、依存財源比率は51.8%で、ほぼ前年並みとなっている。基金からの繰入金は前年度より減少しているが約7億759万1,000円となっている。

歳出では、支出済額は123億5,361万8,281円。前年比約2億6,264万円の増、翌年度繰越額は、4億8,739万2,000円。前年比4,116万5,000円減となっている。性質別では、義務的経費は55億439万円で、前年比1億9,858万8,000円の減となっているが、うち扶助費は3億6,712万4,000円増加している。投資的経費は13億7,986万3,000円で、前年比1,406万7,000円の減。その他経費は54億6,936万6,000円で、前年比4億7,529万8,000円増加している。

収支状況は、歳入総額129億7,070万1,000円。歳出総額123億5,361万9,000円。歳入歳出差引額は、6億1,708万2,000円の黒字で、繰越明許費繰越額6,448万8,000円を差し引いた実質収支額は、5億5,259万4,000円、前年比824万8,000円減の黒字であるが、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は824万8,000円の赤字である。また、実質単年度収支も積立金取り崩し額が約2,866万3,000円あり、前年度より大幅に改善したものの、3,57

8万3,000円の赤字となっている。この赤字は、23年度以降赤字の状態が続いている。以上のような説明がありました。

主な質疑は、総務部関係では、広報担当者はイベントなどの取材の関係上、土・日・祝祭日の仕事が多いと思うが、健康管理の点から代休がとれる体制になっているのか。という問いに、以前は、広報担当が1名で全部のイベントに出ていたが、現在は2名体制をとっている。大きなイベントは2人とも出してもらっているが、基本的には交替で出ており、以前より負担は減っている。代休も適正にとれているとの答弁でした。

また、危機管理専門員の活動が見えない。町民もよくわかっていないのではないか。業務の内容、27年度の相談実績はどうなっているのか。この問いに対し、行政に対する暴力及び不当要求行為に対応するとともに、職員への指導助言や職員研修も実施している。また、消費生活相談や関係機関との連絡調整にも当たっている。27年度の相談件数は81件である。以上のような答弁でした。

また、地域支え合いICTモデル事業の経緯を見ていて、1番まずかったのは機器の不具合と思うがメーカーの責任もあるのではないか。説明はあったのか。との問いに、事業が継続できなかった原因は機器の不具合や安定した稼働が見込めなかったことが大きい。メーカーから基盤の汚れが原因で、長与町には不具合のものが入っていたとの説明があった。以上の答弁でした。

次に企画財政部関係では、特別交付税が減っているが熊本地震等の影響により今後も減らされるのではないか。という問いに、4月の熊本地震、その後、北海道・東北地方の水害が発生している。県からは今年の交付は、前年度実績よりも30%程度落ちるとの連絡があっている。5,000万円を切ると想定している。というような答弁でした。

また、経常収支比率が5ポイント程度改善されているが理由は何か。の問いに、経常一般財源である地方消費税交付金が、26年度に比べて約3億円ふえて6億8,000万円程度になっている。分子の部分では、人件費では退職手当負担金の減、物件費では、ごみ焼却場の稼働により長崎市への委託料が減ったことなどが、改善の主な要因であるとの答弁でした。

住民福祉部関係では、マイナンバーカードの交付状況はどうか。の問いに、8月31日現在で交付人数が2,802名、交付率は約7%となっているとの答弁でした。

次に、入浴施設の利用補助金は使用しない人が多いと聞く。いくつかの選択肢を設けた方が制度の目的に合うのではないか。いう問いに、健康の保持増進という目的で入浴補助券の事業がある。いろんな意見があることから、高齢者を含めて検討していきたいと考えている。との答弁でした。

健康福祉部関係では、フッ化物洗口推進事業に使用する薬剤は劇薬であり、薬剤の保管や事業推進の中で先生も苦勞されていると思う。県が進める5年間の事業であるが、継続する場合は財源も必要になってくる、どう考えているのか。という問いに、フッ化物洗口については、担当の歯科医師や養護の先生が中心になって実施している。薬剤の

保管はしっかりしているとのことだが確認をしたい。事業を町が続けて行くかについては今後検討していく。との答弁でした。

次に、国体では、おもてなしをはじめイベント開催などがあったが、ねんりんピック長与町交流大会については、どのようになるのか。の問いに、高齢者の祭典ということで、競技だけでなく、交流を深める健康づくり教室などのイベントも多数準備している。国体より規模は小さくなるが、豚汁やドリンクの無料提供も行う。小・中学校や吉無田獅子舞保存会の協力も得て実施する。との答弁でした。

建設産業部関係では、公園砂場検査委託料が組まれているが、公園の砂場については、猫の糞などの衛生面からもなくす方向にあると思うが、どうか。の問いに、砂場については、衛生面や事故もある。存続か廃止については関係自治会と協議を行い、自治会の意向も踏まえて対応したいとの答弁でした。

次に、農産物加工施設の元利償還補助金は、運営が軌道に乗れば支払った部分は返してもらおうとのことだが、今になって返してもらおうというのは問題があるのではないか。覚書の書面が必要だと思うがどうするのか。という問いに、覚書をつくり取り交わす予定で内部協議は終えており、取り交わす準備を進めている。補助したお金を返してもらおうというのは不適切かもしれないが、運営が軌道に乗るまで期限を区切って補助をするという考え方でいる。との答弁でした。

教育委員会関係では、学校通学区域検討委員会謝礼5万円は、前年度も同額が計上されている。校区の見直しの関係と思うが形式だけに終わっているのではないか。という問いに、現在各校区を点検しているが、洗切小学校区がどのようにする推移するかについても説明を加え、時期的なことも含めて検討してもらっているとの答弁でした。

次に、町民体育館のトレーニングマシンを更新したが利用状況はどうか。の問いに、27年度は8,180名が利用、前年比20.2%アップしている。使用料も21.6%アップの87万1,520円となっている。主な質疑は以上のようなものでした。

慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第51号、平成27年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定については、9月12日に委員全員出席のもと、説明員として荒木総務部長、井川契約管財課長、他関係職員の出席を求め審査を行いました。

提案理由、主な内容は、歳入では、収入済額898万3,466円で、うち使用料収入は790万3,000円で収納率は99.4%となっている。前年度比は、嬉里の一般駐車場収入は約58万円の増、定期駐車場収入は約3万4,000円の減、吉無田駐車場は約4万3,000円の増となっている。収納未済額は4万5,040円で、うち滞納繰越分は3万6,400円である。

歳出では、支出済額は一般会計繰出金を含め751万1,801円で主なものは、駐車場管理委託料464万1,120円、防犯カメラ賃借料41万5,800円。駐車場施設整備工事費37万2,600円などである。以上のような説明がありました。

主な質疑は、消防設備の不備ということで工事請負費が契約計上されているが、消防署の点検等で指摘をされてのものか。に対し、消防設備点検で不備を指摘された。火災報知器2個、誘導灯4台、泡消火設備、モーターサイレン1台などの取替工事となっているとの答弁でした。また、防犯カメラの賃借料があるが、何台を設置しているのか。の問いに、7台設置しているとの答弁でした。主な質疑は以上のようなものでした。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（内村博法議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第50号についての質疑はありませんか。

竹中議員。

○議員（竹中悟議員）

私、前日も申し上げましたけど、決算審査にあたりまして、外郭団体あたりの補助金とか負担金を出してる所につきまして、こういう外郭団体からの出席を求めて、審査をされたのかどうかというのが1点、それと今後そういうことを、外郭団体の方を呼ばれて審査をする予定があるのかどうか、その2点について、質問させていただきます。

○議長（内村博法議員）

喜々津委員長。

○議員（喜々津英世議員）

まず1点目の外郭団体、いわゆる社会福祉協議会とかそういったものだと思うのですが、前日もそういうご質疑がありましたけれども、決算書それから主な施策の成果に関する報告書、こちらへんを見ながら審査をしたのですが、特段この件に対して質疑はありませんでした。

今後、どのようにこれを審査するのかと。今後の審査の中でということだろうと思うのですが、確かにそういうご意見はあるということは認識いたしておりますけれども、現在の委員の構成の中では、特段問題になるようなことはありませんでしたので、次の決算ではどういうことになるか。まだ、予算ではどういうことになりませんが、今の段階では、そういうふうと考えております。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第51号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第50号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

堤議員。

○議員（堤理志議員）

議案第50号、平成27年度長与町一般会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

まず、歳入において、町税の収入未済つまり町民の税の滞納について質疑をしたところ、ほとんどが生活困窮型の滞納であるとのことでありました。税務においては、現在、徴収強化を基本に事務を執行しております。地方自治法により公務員には税などの徴収義務が規定されているのは事実であります。しかし、払えるのに払わない人、そして払いたくても払えない人への対応は当然違ってしかるべきであります。他の自治体では、生活の立て直しを支援しながら徴収を行う生活支援型の徴収対策があります。生活支援型の徴収対策について見解をたじましたが、明確な答弁はありませんでした。貧困型の滞納に対する徴収対応に疑問が残るわけであります。滋賀県野洲市では、行政が市民をより過酷な状況に追いやってしまう過酷な取り立てで、生活そのものを壊しては本末転倒だ。まずは、就労支援など生活を立て直す手伝いをしながら納税を促していく。遠回りに見えてもその方が効率的で、市のコストも少ないと市長自ら市民に寄り添い、血の通った徴収事務を実施しています。私は、この姿勢こそが自治体のとるべき本来の徴収対策だと思っております。大幅な税収の増加がなく、また、国からの交付金なども減少傾向が続く中、これまでの延長線上の考え方では壁に突き当たる恐れがあります。この間10数年以上、高田南土地区画整理事業への一般会計繰出金を見直さなければ、町民の要望にこたえるための財源は捻出できないという趣旨の討論を行ってまいりましたが、監査意見書にも高田南土地区画整理事業が町の財政に大きな影を落としている。このように明記されました。街路事業、西高田線についても大幅見直しが必要と繰り返し主張をしてきました。27年9月議会で同僚議員が行った一般質問で、北陽台高校付近から高田踏切までの道路計画において、不自然な内容になっていることが明らかになりました。この街路事業は、事業費の縮減と渋滞解消が至上命題であるにもかかわらず、車道幅は3メートル、歩道幅が4メートルという計画であります。当時のそのときの一般質問の答弁では、その理由について、町側の建設部所管もまた通学に関連する教育委員会所管も、その理由についてわからないとのことでありました。今後、事業計画見直し、事業費の縮減につなげたいということでもありますけれども、なぜこのような不可解な計画がなされたのか。どのような経緯で意思決定がなされたのかも含め、十分に検証される必要があるのではないのでしょうか。

また本町の財政についてでありますけれども、会計監査の意見書によりますと長与町はまだまだ財政が硬直化した状態であるとしています。つまり、支出の内訳は必要経費が大部分で、それ以外に使える財源が非常に少ない状態が続いているわけであります。今回の決算は、歳入から歳出を差し引くと約6億4,000万円となっています。しかし、単年度の収支で見ますと約3,500万円財源が不足し、基金から約3,500万円

取り崩しが行われているということを認識しておく必要があります。

今後、公共施設の老朽化対策、そして高齢化対策や少子化対策など、安全なまちづくりや住民福祉の増進が町の課題となることは間違いがありません。こうした住民の幸福度を高めるまちづくりを進めて行くためには、開発事業のあり方を大きく転換することが不可欠である。このことを申し上げ、反対の討論といたします。

**○議長（内村博法議員）**

次に、賛成討論ありませんか。

安部議員。

**○議員（安部都議員）**

議案第50号、平成27年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

27年度決算審査におきましては、長与町第8次総合計画前期基本計画最終年度に基づき事業の執行をされております。新規事業としましては、国の交付金事業で執行されましたプレミアムつき商品券発行事業は99.63%の執行率、生涯学習課の乳児4カ月健診受診時に絵本の読み聞かせを行うブックスタート事業は、親子の豊かな触れ合いと乳児の健やかな成長を願い開始され、その結果、親子の親密度がアップし図書館来場者が増えたことなど、かなりの好評により成果が上がったと見受けられました。また、新商品の開発、新たな販路拡大を図ることを目的とした農産物加工施設整備事業では、雇用機会の創出やオリーブ栽培、農産物加工により地域活性化につながったとの説明でした。今後のオリーブを活かした長与町特産品として、地元や地方に広く販路拡大されることを期待いたします。教育総務課では、町の単独予算により通常学級に特別支援教育支援員の配置と1年生を対象に教育補助員を配置するなど、児童1人1人の能力に応じたきめ細やかな支援体制づくりがなされており、大変評価できるものでした。都市計画課によります高田南土地区画整理事業は、開始から32年も経過しており、完成予定年度は平成32年まで延長されております。今年度の目標値99%に対し、達成値が84.2%と遅延しているところから早急なる完成を希望いたします。

少子高齢化及び人口減少を克服するため、長与町人口ビジョン長与町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を今年度完了しておりますが、今後、社会福祉費の増大を見込み、限られた財源の中でいかに地域の福祉の増進に努め、本町で子供からお年寄りまで幸せに暮らせることができるのかが問われることとなります。長与町営住宅使用料につきましては、27年度13件の収入未済額がありましたが、現在6件の完済が完了しているということでした。今後、その後も注視するところであります。

最後に、今後、地方交付金の減額や老朽化した減価償却の増大、また新たな新図書館建設の財源問題など、多々クリアする課題は山積しておりますが、27年度決算におきましては、財政力指数、将来負担比率、実質公債費比率を見ても、いずれも健全化範囲にあり、財政運営がスムーズに執行されていることから、審査の結果も適正に作成され



ており誤りもないと認められておりました。

今後、自主財源の確保、国・県の補助金の確保、予算の見直しなど改善する余地はありますが、財政運営は健全であり、財産の管理運営も適正で、さらに予算が適正かつ効率的に執行されておりましたので、以上のことから本議案に賛成といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

金子議員。

○議員（金子恵議員）

議案第50号に対し賛成の立場から討論いたします。

歳入については、自主財源である町民税、固定資産税など、昨年度とほぼ同額ということで推移しています。また、収納推進に努め収入未済額の減少は、担当課のこの間の努力とともに取り組んだ結果だと評価いたします。町民税は自主財源の最たるものです。現状に満足せず、今後も徴収率の向上に期待いたします。しかし納税の公平性は大原則ではありますが、納税相談などは丁寧に対応をお願いしたいと思っております。

次に、財源の弾力性を示す経常収支比率が5.7ポイント下がってはいますが、消費税増税に伴う一時的なものとの説明がありました。財源硬直化という状況下であり、今後の行財政改革により改善策を講じていくものと思えます。

歳出に関しては、モデル事業として行った地域支え合いICTモデル事業に関して、端末の動作安定性、地域との連携体制構築の必要性など幾つかの課題がつきつけられました。今後は、高齢者の増加に伴い新しい見守り体制の強化にご尽力願いたいと思えます。次に、保育所運営費に関しては、こども園・保育園が増えたことにより、保育定数が161人分増加したことでの増額との説明でしたが、受け皿の確保という点からは、今後の子育て支援において必要なことであるととらえています。しかし、年度末において待機が発生する要因として、保育士不足ではなく、人員の面積の不足という説明がありました。子育てしやすい長与町を推進するためには、処遇改善に努めていただきたいところですが、これは財源を必要とするものであり、今後の課題であると思えます。

また、地方創生関係の交付金事業である農産物加工施設整備事業に関しては、雇用機会の創出、地域活性化に対する成果はまだ未確定であると認識しています。今後の課題である6次産業化などに向けての取り組み、自立支援のための官民一体での取り組みの強化を期待したいと考えています。それから、補助事業、委託事業についても、そもそも論で順次見直し、根本的な体質改善を目指していただきたいと考えています。

今後、増大する扶助費1つ取り上げても、長与町の財政を維持していくためには公平な負担、世代間の分かち合いについての議論が重要になってきます。目先のサービスだけでなく将来少ない納税人口で、社会を維持せねばならない子供たちの世代に負担を残さない持続可能な行政運営が重要です。そして、町民に長与町に住み続けたいと思っ

いただくためには、町民の要望を実現していくことが必要です。一方、安定的な財政基盤を構築していかなければ、その要望を実現することはできません。さらにまた、今後のさまざまな課題を見据えた自治体運営、自治体経営をしていかなければ未来の長与町を後世に託していくことができないのではないかと思います。

理想はしっかりと持ちつつも現実を直視し、バランス感覚をしっかりと持った町政運営を期待し賛成の討論といたします。

**○議長（内村博法議員）**

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第7、議案第50号、平成27年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、これから、議案第51号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第51号、平成27年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時30分～10時45分）

**○議長（内村博法議員）**

休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、日程第9、議案第52号、平成27年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出

決算の認定について、日程第10、議案第53号、平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、議案第54号、平成27年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、議案第55号、平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、議案第56号、平成27年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、日程第14、議案第57号、平成27年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてを一括議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

#### ○議員（河野龍二議員）

それでは、産業厚生常任委員会に付託を受けました議案等の審査結果について報告いたします。初めに、議案第52号、平成27年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、9月14日、委員全員出席のもと、谷本健康保険部長、志田健康保険課長、他関係職員を招き審査を行いました。提案理由の説明では、平成27年度4月から3月の平均国保加入者世帯数は5,350世帯、被保険者数は9,323人となっている。前年度と比較して、世帯数で12世帯、被保険者数で194名減少している。歳入については、1款国民健康保険税から11款諸収入までの収入済額合計額は48億6,511万1,158円、前年度比10.7%増となっている。不納欠損額は1,450万4,344円。収入未済額は2億2,219万4,565円で前年度より不納欠損額は735万4,617円の増、収入未済額は319万8,708円の減となっている。歳出については、1款の総務費から12款の予備費までの支出済額は49億7,178万4,577円で前年度比14%増となり、不用額は5,352万5,433円となっている。歳入歳出差引額1億666万9,299円の不足となり、このため、翌年度歳入繰上充用額1億666万9,299円を充当している、と説明を受けました。主な質疑では、特別調整交付金の対象は何かの問いに対し、原爆被爆者の医療費に掛かる内容と自発的失業者の税の負担軽減が対象となっている。自発的失業者の数はどれくらいかの問いに対し、59名が対象となっている。80万円以上高額医療の件数は何件かの問いに対し、27年度が123件。レセプト審査件数はどれくらいかの問いに対し、27年度は17万9,414件、そのうち過誤があった件数が1,795件。国保システム改修費用は毎年変更が必要なシステムか、の問いに対し、法改正によるシステム改修で、改正が行われて対応できるよう予算化している。コンビニ納付の件数は、の問いに対し8,219件が納付されている。コンビニ納付の効果は、の問いに対し、収納率から見ると大きな影響はないが、進める中で効果が出てくると思う。特定健診の受診率は26年度より増えているが、なぜ保健指導の実施率が下がっているのか、の問いに対し、9月が報告義務の月になっており、現状は途中経過の数字のため低くなっている。特定健診の効果はあるか、の問いに対し、27年度は調査途中のため26年度の結果では、保健指導対象者の

218名に対し、188名に指導を行い、129名が終了している。129名のうち改善が36名、維持が54名、悪化が11名となっている。国民健康保険税の滞納者に対し、健康保険課で差し押えている件数があるのかの問いに対し、国保税単独で行った差し押さえはない。重症化予防事業で保健指導の実施は何件か、の問いに対し、対象は492名で231名実施している。医療費が年々増加している中、会計上厳しくなっていく、今後の対策をどう考えているのかの問いに対し、特定健診、特定保健指導の実施が有効と考える。医療費の抑制に向け健康診断の受診をしてもらい、結果がわかるとアドバイスができる。全体の状況を掴み、健康づくりをしていきたいと考えている。以上のような審査が行われ、審査の結果、全会一致で認定といたしました。

続きまして、議案第53号、平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、9月14日、委員全員出席のもと、説明員として谷本健康保険部長、志田健康保険課長、他関係職員を招き、審査を行いました。提案理由の説明では、歳入は1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入までの収入済合計額は、4億2,715万4,746円。前年度比2.3%増となっており、後期高齢者医療保険料は3億4,726万6,600円で、前年度比2.6%増となっている。歳出では1款総務費から4款予備費までの支出済合計額は4億2,511万6,860円で、前年度比2.0%となっており、不用額は1,066万8,140円。後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度比2.3%増となっていると説明を受けました。主な質疑では、23件の収入未済額があるが、どんな内容かの問いに対し、納め忘れや経済的に納付できない状況が収入未済額となっている。現状でも納付相談を行っている。システム改修費用が不用額となった理由は、の問いに対し、毎年、法改正に対応し予算を計上しているが、27年度は改正がなかった為、不用額とした。長与町の後期高齢者の医療費給付額と長崎県の医療費給付額の1人あたりの金額はどれくらいかの問いに対し、長崎県1人あたりの給付額平均は101万3,211円で、長与町は109万5,915円となっている。以上のような審査が行われ、審査の結果、全会一致で認定といたしました。

続きまして、議案第54号、平成27年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、9月14日、委員全員出席のもと、説明員として谷本健康保険部長、辻田介護保険課長、他関係職員を招き、審査を行いました。提案理由の説明では、27年度の介護保険被保険者等の状況は65歳以上の1号被保険者は9,799人、昨年末より379人、3.9%の増となっており、1号被保険者に係る認定者数は1,716人、昨年末より23人少ない、1.3%の減となっている。要介護認定者数は昨年より2名増となって、要支援者は25名の減となっている。認定率は17.5%、昨年末より1%減となっている。過去10年間の認定者数の推移が依然として増加傾向にある。保険事業勘定の歳入では、第1号被保険者で保険料では6億5,580万2,620円。前年度比で4,950万1,410円、8.2%の増。国、県による法定負担分、各事業費に対する町の法定負担分が主なもので、歳入歳出済額は27億5,405万8,853

円となっている。歳出は、介護認定審査会費で27年度は認定審査会を79回開催し、1,717件の認定審査を行った。介護サービス等諸費では、介護サービス費、介護予防サービス費の給付費で前年度比3,312万1,970円、1.4%の増となっている。介護予防1次予防事業では予防事業委託料に、めだか85及びサポーターポイント制度に係る費用。負担金及び補助金及び交付金は、地域住民グループ支援事業費補助金。支出済額総額は24億9,493万7,463円となっている。介護サービス事業勘定は、歳入で介護予防サービス計画費収入、ケアプラン作成510件に対する収入で、昨年度比59万5,660円、8%の増となっている。歳入の総額で3,238万581円。歳出で事業費の主なものは、地域包括センター6人分の介護保険専門員の報酬。委託料は町で処理できないケアプラン1,273件分のプラン作成委託料である。支出済額は、総額で2,069万209円となっている。以上のような説明を受け、審査を行いました。主な質疑では、低所得者の保険料軽減分は何人分の金額か、の問いに対し、対象者は1,497人分である。認定審査会の審査に対し不服申し立てはあるのかの問いに対し、不服審査の請求はない。審査に不服がある人の話を聞いたが、不服の声は届いてないのかの問いに対し、再調査などはあるが不服審査はない。再調査の件数は、の問いに対し、27年度は再調査はない。27年度の認定審査のうち、区分変更の申請は何件か、の問いに対し、200件ある。任意事業の内容はどうなっているか、の問いに対し、脳トレ教室は5会場で年間21回、延べ人数で2,580人の参加、配食サービスでは34人分で2,852食提供している。家族介護支援事業では年間12回、延べ305人の参加、介護リフレッシュの集いには、年6回20人が参加している。権利擁護事業は、今後町が行うのか、委託をするのかの問いに対し、成年後見人の事務処理は包括支援センターで引き続き行っていく。地域支援自立事業の地域のサロンの回数と参加状況はどうなっているかの問いに対し、サロン回数は383回、参加人数が6,618人となっている。以上のような審査が行われ、審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして議案第55号、平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、9月12日、委員全員出席のもと、緒方建設産業部長、松邨建設産業部理事、他関係職員を招き審査を行いました。提案理由の説明では、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金及び保留地の売却額などで歳入合計は6億9,586万4,690円。なお、収入未済額2億4,407万3,000円は翌年度への繰越事業費。歳出では、県の事業委託料ほか起債償還など合計6億7,988万3,257円。実質収支に関する調書では、歳入総額から歳出総額を差し引き、1,598万1,000円となっている。主要な施策の成果では、平成27年度末事業進捗率は道路整備で52.4%、宅地造成で56.2%となっている。なお、27年度における工事箇所の現地調査を行い、審査を行いました。以上の説明をいただきました。主な質疑では、保留地処分の総累計はどれくらいかの問いに対し、27年度末保留地売却額は12億5,

476万8,948円。残りの保留地残は34億2,323万1,052円である。保留地の筆数での現状はどれくらいかの問いに対し、契約件数が96件、今の時点で総筆数が172件なので残りは76件。27年度の事業の遅延の主な理由は何かの問いに対し、浦上水源池付近では地権者との交渉に時間がかかったこと、旧道部分で岩が出て不測の日数を要したこと。道ノ尾駅付近の道路築造はJR沿いの擁壁はJRに委託して工事をしてもらおうが、JRの工事分が遅れた影響で、それに伴う区画整理の道路築造が遅れるという状況になっている。現在仮住居をしている世帯数は何件かの問いに対し、31世帯で最長17年の世帯がいる。27年度の事業費総額が235億円で、道路築造が52.4%、宅地造成が56.2%の進捗では、完成総額281億円で可能なかの問いに対し、現在、残事業費がどれだけ掛かるか精査中。現状では完成総額を上回るのではないかと思っている。完成年度を32年度にした根拠は、の問いに対し、当時は工事の変更をした際に、町が毎年度区画整理事業費に出せる金額を算出して決めた年度だと思う。完成総額が281億3,000万円になった根拠は何か。前回変更より30億円増えている。当時は土量のボリュームなど残事業を再計算して出された結果だと思う。以上のような質疑が行われ、審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第56号、平成27年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定については、9月13日、委員全員出席のもと、木島水道局長、吉田水道局理事をはじめ、関係職員を招き審査を行いました。提案理由の説明では、収益的収入及び支出の収入は予算額7億6,852万2,000円に対し、決算額7億9,610万円3,587円となり浄水場水道給水収益の増などで2,758万1,587円の増収。支出では予算額7億2,302万1,000円に対し、決算額6億5,559万5,194円となり不用額が6,742万5,806円となっている。維持管理、管理経費、人件費等の減額が主なものである。資本的収入及び支出の収入は、予算額9,160万円に対し、決算額9,958万2,860円、負担金の増により798万2,860円の増収となっている。支出では予算額4億697万5,000円に対し、決算額3億8,131万6,160円。2,565万8,840円の不用額となっている。建設改良費の減額が主なものである。損益計算書では営業収支では9,281万9,532円の営業利益となり、営業外収益も5,310万8,569円の利益となっている。経常収支は1億4,592万8,101円の経常利益となっている。また、特別収支では1,366万4,402円の損失となり、当年度純利益は1億3,226万3,699円である。これに前年度繰越利益剰余金426円、及びその他未処分利益剰余金変動額1億5,980万4,960円を加え、当年度未処分利益剰余金は2億9,206万9,094円である。剰余金処分計算案では、未処分利益剰余金処分額として資本金への組み入れに1億5,980万4,969円、減債積立金に1億3,226万4,125円の予定であり、この剰余金処分に関して議会の議決を求めるものであると説明を受けました。主な質疑では、改良工事の概況にある本年度工事費の金額がホームページに公開されている金額と違うがなぜか、の問いに対し、追加

工事が行われ、変更した金額を本年度工事費として計上している。水道工事は埋設物など工事をしてみないと解らない場合が多いので、若干の変更は出てくる。変更の場合の基準はあるのかの問いに対し、基準はないが20%を超える契約変更をする場合、再入札をしている。1月の寒波の時に減免申請があったと思うが件数と金額はどれくらいか、の問いに対し、件数で156世帯、金額で213万6,112円。凍結予防の周知はどう行っているか、の問いに対し、広報等で周知していきたい。浄水場管理委託が前年度より上がっているのはなぜか、の問いに対し、前年度比129万6,000円増えている。基準の労務単価の増によるものである。随意契約を続ける理由は何か、の問いに対し、契約している事業所が近隣市町よりも安価で対応している。今後は第1浄水場、第2浄水場の管理を一局集中化など検討し、警備職員削減などで労務単価の設定を競争させるなど計画もしている。再任用の費用はどこから出ているのか、の問いに対し、浄水場に勤務しているので浄水費から支出している。貸倒引当金が特別損失に計上されていないがなぜか、の問いに対し、貸倒引当金が26年度会計制度改正によって設定されたので26年度決算時には貸倒引当金繰入の設定がなく、すべて特別損失に計上していたため27年度は計上していない。剰余金の処分方法の理由はなぜか、の問いに対し、改良積立金に積み立てることもできるが、金額的には減債基金が少額なので優先して減債基金に積み立てた。以上のような質疑が行われ、剰余金の審査の結果、剰余金処分について、全会一致の可決と決しました。決算認定についても審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

最後に、議案第57号、平成27年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定については、9月13日、委員全員出席のもと、木島水道局長、濱下水道課長、他関係職員を招き審査を行いました。提案理由の説明では、収益的収入及び支出の収入は下水道事業収益が予算額合計10億5,052万に対し、決算額11億1,752万7,595円となっており、収益全体では6,700万7,595円の増収。支出では営業費用の支出の減が主な理由で予算額合計9億7,139万9,000円に対し、決算額が9億5,246万3,139円となり不用額が1,893万5,861円となっている。資本的収入及び支出の収入では予算額合計1億2,391万4,000円に対し決算額が1億2,452万2,617円となっており、受益者負担金の増によるもの。支出では予算額合計3億9,820万9,000円に対し、決算額が3億8,908万5,567円となり、不用額が912万3,433円となっている。建設改良費の支出の減が主な理由である。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億6,456万2,950円は当年度分消費税及び地方消費税分資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金で補てんする。剰余金処分計算案では、未処分利益剰余金5億3,432万8,670円のうち、減債積立金2億8,856万2,230円、資本的組み入れ額2億4,576万6,440円、合わせて5億3,432万8,670円の処分を行う予定としている。そのほか決算附属書類による説明では、27年度施行の工事概況及び、不明水の問題で返

流水のダブルカウントをしていた内容も説明を受け、審査を行いました。主な質疑では人孔改築工事とあるがどんな工事か、の問いに対し、人孔とはマンホールのことであり、長寿命化計画で今後50年もつような防蝕効果が高い素材を利用しマンホールの工事を行った。吉無田地区取付管改築工事は、落札額と契約額が300万ほど違うかなぜか、の問いに対し、工事発注後、建物近くの工事が必要で工事による影響が出ないか、事前に建物調査を行う必要が出てきたため増額となった。契約変更についても公表すべきではないかの問いに対し、契約管財課とも協議していきたい。長与町公共下水道事業汚水処理構想及び全体計画（見直し）の業務委託では、処理区域の中で本管が整備できない地域などを見直す考えか、の問いに対し、地域的に長距離になる区域や河川、線路で分断される地域などがあり整備が進まない状況も含め見直しを考えている。処理場運転管理の委託は過去10年間随意契約となっている。以前マニュアルづくりも行っているとの説明だったが、どうなっているのか、の問いに対し、26年度に対し27年度は約3.4%の増となっているのは労務単価の増によるもので大きな障害とはなっていない。運転管理の委託の問題は、包括的民間委託の検討の上3月にも前課長が説明したが、入札になると現状の委託費用より増加が予測される。今後も、例えばプロポーザル提案型の入札契約なども踏まえ研究検討したい。営業外収益の他会計補助金、一般会計補助金は単に一般会計から補助を受けているような記載となっている。補助金と記載しないといけないのか、の問いに対し、記載されている一般会計補助金は、水質汚濁防止、自然環境保全などを目的とした形で国の財政措置が交付税として一般会計に入ってきている。確かに一般会計から事業進捗の経費として受けたと誤解を生みかねないので、記載については協議し検討していきたい。処理区域内の未水洗化の戸数はどれくらいか、の問いに対し、27年度末で187世帯。下水道高度処理化についてはどのように進んでいるのか、の問いに対し、目標年次が50年として高度処理の水質基準が設定され、大村湾流域の自治体にも求められている。現在では具体的な計画もなく県からも特になく、どのような手法で進めるか決まっていなかったが当然進めていく課題だと考えている。以上のような審査が行われました。審査の結果、剰余金処分について、全会一致で可決いたしました。決算認定についても、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上、報告終わります。

#### ○議長（内村博法議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第52号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第53号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第54号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。



次に、議案第55号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第56号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第57号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第52号の討論を行います。まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

**○議員（河野龍二議員）**

先ほど委員長報告では、全会一致と説明、報告をいたしました。委員長である私は、委員会での裁決権がないので、この場で私の討論を行います。議案第52号について、反対の討論を行います。国民の皆保険制度として、国民健康保険事業は、社会保障制度として国のセーフネットでありながら、国がこの間、国庫負担の割合を引き下げたことにより、財政的な問題、加入者の経済的脆弱など、構造的な問題が浮き彫りになってきました。しかも、こうした問題を抱えながら抜本的な解決は行わず、保険者である自治体は保険税の引き上げで解決しようとしています。保険税の引き上げが結果、払いたくても払えない、払ってしまうと生活が成り立たないなど、矛盾を生み出しながらもペナルティーが強化され、全国的には保険証そのものが取り上げられる無保険によって命そのものが奪われるなど社会問題が起きております。幸い本町ではそのような事件は発生していませんが、いつ起きてもおかしくない状況だと思います。この国保会計の構造的な問題を解決するには、まず、国の負担を増やし国保会計の財政的な問題を解決すること。そうすれば、加入者の負担の軽減も行えると考えます。その前に、保険者として町が果たす責任は、財政状況が厳しくなる、財源穴埋めのために保険税を引き上げる、税が重過ぎて保険税が納められない。さらにまた財政状況が厳しくなると。この悪循環を絶つために、一般会計から繰り入れなど対応し、本来払える保険税に引き下げて財政を安定させることだと私は思います。こうした取り組みは既に多くの自治体で行われており、長与町でできない問題ではありません。大型の公共事業には湯水のように税金をつぎ込むことは可能で、なぜ経済的弱者に対応できないのか理解に苦しみます。残念ながら、本町の国民健康保険特別会計の決算はこうした弱者に対応した内容になっていないことから反対をするものであります。

**○議長（内村博法議員）**

次に、賛成討論はありませんか。

饗庭議員。

**○議員（饗庭敦子議員）**

私は議案第52号、平成27年度長与町国民健康保険特別会計の認定に賛成の立場で

討論いたします。国民健康保険特別会計は年々増大する医療費負担により極めて厳しい財政状況であり、本町でも単年度収支で1億4,200万円の赤字となっております。そして、歳入の主財源である国民健康保険税の収入は前年度より減少しております。徴収率は国保税全体で76.82%、前年度比0.87ポイントの減、不納欠損額は増え、収入未済額は減となっているとのことでした。このようなことを踏まえながら、保険税の公平性の観点からも、生活困窮者には配慮していただきながら、収納推進課と連携し、さらなる収納率向上への努力を要望いたします。また、医療費の増加は今後も続くと予測できることから、平成30年度の県への移管を念頭に置いた対策が必要だというふうに思います。そういう中で、27年度はこの赤字解消のため、予防に力を入れ特定健康診査特定保健指導の受診率アップに図られたとのことでした。各課と連携し、役場内の健康づくり幹事会や窓口での一声運動、パンフレットの設置等に積極的に取り組まれているところは大変評価できると思います。今年度、それを少しずつ実施していけるとのことで期待しております。また、人間ドック、脳ドック、重症化予防事業など、疾病予防、疾病の早期発見にしっかりと取り組まれておられました。今後も、予防に重点を置くという観点から、人間ドックの2日コースや募集期間の延長などを考えていただき、新しい取り組みを要望して、私の賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第9、議案第52号、平成27年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、これから、議案第53号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

河野議員。

○議員（河野龍二議員）

委員長報告では、議案第53号についても全会一致と報告いたしました。委員長である私は、委員会での裁決権がございませんので、この場で私の討論をさせていただきます。議案第53号についても反対の立場で討論を行います。後期高齢者医療制度は、年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込み、負担増と差別医療を押しつけるという大きな問題がある制度であります。1日も早く廃止し高齢者が安心して医

療を受けることができる制度に転換すべきだと思います。この間、制度が続いている限り、天井知らずの保険料の値上げは避けられないと指摘してきました。現状は指摘したとおり保険料は年々上がっている状況にあります。それは対象者の高齢者が増えれば増えるほど医療費が増え、それに対応する保険料はたとえ1割負担であっても増え続けるのが当然です。さらに政府は今後、特別軽減をなくして、現在8.5割の軽減を適用されている人の保険料は7割軽減となり、保険料が2倍に引き上がります。年収が80万以下で9割軽減を適用されてる人も保険料は7割軽減となり、その場合は負担が3倍にはね上がります。健保共済の扶養家族だった人は、後期高齢者医療制度に移って2年以内なら5割軽減、3年以降は全額負担とされ、保険料は現行の5倍から10倍に上がる予定です。現在、年金が減り続ける中、物価の高騰、消費税の引き上げなど、多くの高齢者は暮らしが大変な状況になっています。多くの高齢者が安心して生活できるような医療制度の拡充を求めて、本議案に反対するものであります。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論はありませんか。

西岡議員。

○議員（西岡克之議員）

議案第53号、平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論をさせていただきます。本会計は26年度に引き続き、27年度も堅実な経営をしており特段の変化はありませんでした。実際の運営は県の広域連合が行っており、本町の主な業務は保険料の徴収であります。この業務についても収納率はほぼ100%であり、今後も堅実な経営が期待できると思います。そもそも本制度は、75歳以上の方が加入する独立した医療保険であります。従来 of 老人保健制度に変わり、平成20年4月より開始されました。対象となる方々は個人単位で保険料を支払います。本制度がなぜできたかと申しますと、国家財政が逼迫する中で医療費の大幅な増加があります。少し古い資料であります。平成25年度実績で国民医療費は前年度の2.2%増の40兆円になりました。7年連続で最高を記録しております。このうち、後期高齢者層の医療費は14.1兆円で医療費全体の35.2%を占めております。後期高齢者の1人当たりの医療費は、金額では90.3万円で現役世代の5倍程度かかっているとされます。このような中、高齢化も急ピッチで進む見通しが変わらない以上、安定的で持続可能な医療保険制度をつくらない限り、現在のシステムの部分的な手直しだけでは早晚限界が来るとの声で本医療保険制度がスタートしたのであります。しかしながら現在運営していく中でさまざまな諸問題が起きており、厚生労働大臣に全国後期高齢者医療広域連合会会長名で改善要望書を出しており、改善を促しております。特別軽減についても、広域連合長の名前で全国的に要望を提出しております。そのまま継続を要望しております。以上の理由で、本案に対して私は賛成といたします。以上。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第10、議案第53号、平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

次にこれから、議案第54号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

#### ○議員（河野龍二議員）

この議案についても、議案第54号についても委員長報告では全会一致と説明をいたしました。委員長である私は裁決権がございませんので、この場で反対討論をさせていただきます。介護保険制度は、本来、家族介護から社会で支える介護へというスローガンを掲げて導入されました。しかし、負担増やサービス基準が下げられるなど、制度の改悪が繰り返され、また、介護離職や介護破産、介護心中、事件や事故、さらに介護施設の倒産など介護を取り巻く環境は益々深刻化しています。政府は消費税の導入の折にも、来るべき高齢化社会に向けてと社会保障の充実を国民に約束し消費税を導入しましたが、現実はこの消費税の増税にあわせ保険料や利用料が増えるなど、制度は矛盾だらけで国民が望むような介護制度になっていないのが現状です。利用者からサービスを取り上げる改悪や機械的な利用制限の仕組みをやめ、介護保険を必要な介護が補償される制度にするよう国に対して強く意見を述べていただきたいとともに、現状サービスを後退させないことを強く求めて、本決算について反対の立場で討論いたします。

#### ○議長（内村博法議員）

次に賛成討論ありませんか。

饗庭議員。

#### ○議員（饗庭敦子議員）

私は、議案第54号、平成27年度長与町介護保険特別会計決算の認定に賛成の立場で討論いたします。平成20年度は介護保険の改正があり、医療、介護一体改革に向けた制度改革として、医療から介護へ、施設から在宅への方向を踏まえて行われました。町はこの国の方針に基づき、在宅介護、地域包括ケアシステムへの構築を進めておられます。こうした中で、本町の27年度決算状況は、保険事業勘定、介護サービス事業勘定とも黒字の決算となっております。しかしながら、その担い手となる介護士、看護師の処遇改善はなかなか進んでないように思います。長与町としても、介護士、看護師の

方々が働き続けられる環境づくりに、より一層取り組んでいただきたいと思います。平成27年度の事業関係につきましては、介護認定審査、介護保険給付事業のほか、1次予防事業のめだか85、2次予防事業のえんじょい貯筋教室、任意事業の脳トレ教室、配食サービス、認知症家族リフレッシュの集いなどサービス強化、認知症対策に積極的に取り組まれ、多くの高齢者の方々が参加できたことは評価できるものであると考えます。今後は介護保険の要支援が、介護予防訪問介護と介護予防通所介護が町の方に移管され、要支援につき訪問介護、通所介護については従来の訪問介護、通所介護だけではなく、多様なサービスを市町村が主体的に考えていく日常生活支援総合事業に移行されます。そのことにより、より地域に密着したケア体系の構築、介護サービスの充実が求められると思います。今後も介護予防事業の重点化を図りつつ、適正な介護給付の執行に努められることを期待します。また、町への移管により、自治体、地域、家族の方への責任が大きくなっていくように思われます。長与町の高齢者の皆様が安心して住み続けられるように、新しい制度の説明を漏れなく皆様方に丁寧に、丁寧に説明をされることを願って、私の賛成討論とします。

**○議長（内村博法議員）**

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第11、議案第54号、平成27年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから、議案第55号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

河野議員。

**○議員（河野龍二議員）**

議案第55号についても、委員長報告では全会一致と報告いたしましたが、委員長である私は、委員会での裁決権がございませんので、この場で反対討論をさせていただきます。議案第55号の反対討論を行います。私は何度も討論の中で、このように述べてきましたが、この間、この事業は長与町の財政に大きな影響を与えずと指摘を続けてきました。今、その現実が迫ってきたのではないかと考えております。本町の必要な事業が財源不足により手がつけられない状況というのは、この事業が進められる限り、今後も予測されます。もっと早く、何らかの手段を講じておけば、このような事態にな

ることはなかったかと思います。この責任は明らかに町にあります。工事の進捗からしても変更された完成年度、変更した事業費は、また変更が必要ではないかというのが質疑の中で感じられました。新たな造成工事の計画もさらに完成年度を遅らせます。事業により仮住宅に住まわれた方の不満は高まる一方です。抜本的な解決方法を、事業の凍結も含め早急に検討し、一刻も早く住民の不安の解消を求めて反対討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

浦川議員。

○議員（浦川圭一議員）

議案第55号、平成27年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論いたします。本事業が、本町の財政に大きな影響を与えていることは承知をしております。しかしながら、この事業の早期完成を目指すことこそが行政並びに議会の責務であると思っております。本年度における道路築造及び宅地造成の進捗率の伸びもわずかではありますが、道ノ尾駅周辺また浦上水源池沿いの三千隠入口付近も、着実に整備が進んできていると感じております。このことで、国道206号線への行き来も格段に向上したと考えております。ただ、監査委員の意見の中に、今後の進捗が見通せない状況であるとの厳しい指摘がございます。このことには真剣に耳を傾けていただき、その方策に知恵を出し合い、早期完成に向けて取り組んでいただくことを期待し賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

竹中議員。

○議員（竹中悟議員）

私は議案第55号に対し賛成の立場で討論いたします。当議案は昭和59年、都市計画決定をいたしました。総額281億3,000万、総開発面積49.8ヘクタールの超大型の開発事業であります。27年度で既に235億円が費やされ、事業費ベースでは83.4%となっているものの、実質道路築造では52.4%、宅地造成で56.2%であり、また事業変更も既に11回にわたり、平成32年度に事業期間が延長されましたが、今の投資予算では最低でも10年から15年と完成のめどが立っておりません。地権者におかれましても30年余りの仮住まい、戻れないまま死亡された方もおられ、最悪の環境であります。町長は私の一般質問に対し、図書館より高田南土地地区画整理事業を優先されると明言されました。私も町長の判断が正しいと考えます。財政厳しい中、財政の配分は町長の専権事項であります。思い切った決断力で早期の完成を期待し、賛成の討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第55号、平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって本案は原案のとおり認定されました。

これから、議案第56号のうち剰余金の処分について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第13、議案第56号、平成27年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、剰余金の処分についてを採決いたします。

本案のうち、剰余金の処分に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案のうち、剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号のうち決算認定について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第56号、平成27年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、決算認定について採決いたします。

本案のうち決算認定に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案のうち決算認定については、原案のとおり認定されました。

これから議案第57号のうち、剰余金の処分について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第57号、平成27年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、剰余金の処分についてを採決いたします。

本案のうち、剰余金の処分に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって本案のうち、剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号のうち決算認定についてを討論いたします。

まず反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

竹中議員。

#### ○議員（竹中悟議員）

私は当案につきまして賛成の立場で討論いたします。今回の決算において、経営成績については純利益が1億5,900万となり、前年度比マイナス27%となっていますが、この状態はまともであると私は判断いたしております。また、企業債の残高も着実に減少しています。しかしながら、今後の老朽管対策が必要であり、また汚水処理場の委託業務において、業者の選定の過程で開業以来同一業者を随意によって契約しています。このことは浄水場でも同じような契約状態であります。10年ほど前から指摘をしてきましたが改善が見られません。透明性、競争性を担保し、住民が納得する競争入札が出来るよう期待して賛成の討論といたします。

#### ○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第57号、平成27年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、決算認定についてを採決いたします。

本案のうち決算認定に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案のうち決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第15、議案第60号、長与町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

#### ○町長（吉田慎一君）



それでは議案第60号、長与町教育委員会教育長の任命について、提案理由の説明を申し上げます。黒田義和教育長の任期が今月末をもって満了いたします。黒田教育長におかれましては、長与町教育委員会教育長として平成20年10月より2期8年にわたり、長与町教育行政の推進のため電子黒板の設置やデジタル教科書の導入によるICT教育の環境整備に取り組まれるなど、町内小中学校の教育水準の向上に努めてこられました。この間、長崎県町村教育長会会長や全国町村教育長会理事、また九州教育長会理事も歴任され、今日の教育行政の推進と振興発展にご尽力を受けましたことに深く感謝を申し上げる次第でございます。今回その後任といたしまして、勝本真二氏を教育長として任命したいので議会の同意をお願いするものでございます。勝本氏は、これまで学校現場において活躍され、平成20年度から平成24年度まで本町教育委員会におきまして、理事、教育次長としてお勤めをいただきました。現在は、長与町教育相談指導員として、学校現場の指導に御尽力をいただいているところでございます。教育にかける情熱と意欲を十分にお持ちの方でございまして、人格、識見ともに長与町教育長として適任であると確信をいたしております。ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

金子議員。

○議員（金子恵議員）

何点か質疑をしたいと思います。本日出された人事案件、この提出の時期ですけれども、町の三役である重要ポストということから早目の提出というのが望まれるところですけれども、その経緯をお伺いしたいと思います。それと現役続投ということも考えられる中、新教育長を任命されましたが、どのようなところを評価されたのか、少し説明はありましたけど、実績は分かりましたが、再度お尋ねします。それと今回の任期満了後、本町の教育委員会は新制度に移行することになっているかと思えますけれども、その体制は整っているのか。それともう1点、この議案によると住所の方が長崎市柳谷町というふうになっておりますけれども、町の三役という観点から問題点はないのか。

以上質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

まず、最初の質問で議案上程が今日になったということでございますけれども、特別職の人事案件につきましては、慎重を期するというところでございまして、私は従来より議会最終日に提案させていただいているというところでございます。今回も定例会の会期中も含め慎重に協議をいたしまして、最終的にご本人の了解を得て提案に至ったもので

ございます。2点目につきましては、勝本教育長を任命いたしましたのは、ずっと教育委員会の場で活躍をしていただいております、勝本さんの人柄なり、そしてまた仕事ぶりなり等々拝見いたしまして、立派な方だと、次を託せる人だなということの判断でございます。3点目の住所のことでございます。住所につきましては、当然三役につきましては長与町在住ということでございます。そういった面では、まずこの場でご信任をいただきまして、教育長ということであれば、その次に住所を変っていただくというような段取りをしたいというふうに思っております。4点目でございます。新教育委員会制度っていうのが始まっております。そういった意味で、首長としての役割というのは一層、任命等々におきましても重要になってくるわけでございますけども大綱の策定をいたしました。そしてまた、総合教育会議の開催ということで準備いたしております。そういった、法に基づく事務だけではなく、新しく尚一層の連携とご支援をいただくところによりましてですね、この新しいシステムの中で町長部局と教育長部局が一体となって、作業を進めていくというようになってくると思います。そういうことをご理解いただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○議員（吉岡清彦議員）

ちょっと重複する、住所のことがちょっと出たのでそれは後にして、黒田教育長は、私が議員になって今7期目に入っているわけですけども、近代まれに見るすばらしき教育長じゃなかったかと感謝し、またお礼を言いたいと思っております。本当にご苦勞様でございました。ありがとうございました。そういう中でこの選考っていいですか、教育長の任期の制度っていいですか、それを一応何年、何期か決めておるのか、何かそういうのがあったら、一つですね、お願いしたいと思っております。3期までとか2期までとか、何かそういう基準があるのかないのかをお聞きしたいと思っております。住所の件はちょっと今出ましたので、私もちょっとこの件はですね心配になってお聞きしようと思ったんですけども、決まれば変るということでお聞きしましたが、それは間違いないのかどうかですね、その点をちょっとお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

任期というのは特別何期というのは決まっておられません。今ご指摘ありましたように、黒田教育長におかれては大変立派な仕事していただいたということで2期8年間お願いしたわけでございます。そういうことで、また次のステップで頑張りたいというふうに思っております。そして、住所につきましては、おっしゃられたとおり、この場で決めていただきましたら、その後長与町に在住という形で、決めていきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

竹中議員。

○議員（竹中悟議員）

1点のみ質問させていただきます。人事のですね、人選は町長の専権事項であります。現教育長はこの8年間すばらしい指導力で長与町の学力を長崎県でトップクラス、また全国でもハイレベルの位置までもっていかれた貢献者と私は考えております。私たちの自慢の種でありました。何故変えられるのか理由がわかりません。先ほど申し上げましたように人選は町長の専権事項でありますので、とやかく申し上げませんが、今回推薦をされたに当たり、推薦者との教育について真剣に町長はお話し合いをなされたと思います。今後の教育理念を町長が今回推薦される教育長に対してどのような話をして、長与町でどのような教育の理念でどのような方向に持っていかれるのか、その辺について幾らかお話をいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今の竹中議員のご質問でございますけども、私も幸福度日本一のまちづくりという中で、子育て、教育、介護という3点はポイントとして上げております。黒田教育長をはじめですね、歴代の教育長さんにしっかり頑張っていたいただいたと思うんです。勝本さんにおかれましてもそういった面では継承という意味で、頑張っていただけのものでございます。そういった伝統といいましょうかね、私は教育の町、長与というのは、私自身もそう思って位置づけてやっております。そういった意味で前教育長、そして現教育長、そして今からお願いする次の教育長さんにおきましても、この教育の町、長与ということで、行政と一体になってですね、取り組んでいただきたいということで、お話をさせていただいてるところでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって議案第60号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第60号の討論を行います。まず、反対討論ありませんか。

金子議員。

### ○議員（金子恵議員）

私は長与町教育委員会教育長の任命について反対の立場で討論をいたします。教育長は町の三役という重要なポストであり、この人事案件提出に当たり慎重を期したということではありますが、直前に出されたことは、同意に対する賛否を検討する時間もなく、早急な判断を迫られたこの状況に対し違和感を感じます。今回任期満了後、新制度移行に当たり、首長には大綱の策定権が与えられたことで民意を教育に反映されるほか、教育予算の調整もスムーズに進むのではないかと思います。しかしその反面、教育への深い見識やリーダーシップも求められます。その中で十分な経験のある教育長が必要となるのではないかと思います。新しく任命された方が、それに値しないと決まってしまうが、新制度の体制にスムーズに移行できるのか懸念するところです。また、町の三役重要ポストこそ町内在住者であるべきという点では、今後、検討の余地があるということでは理解はしました。現教育長の本会議での発言、各会での挨拶などの中で職務への責任感など職責を全うする姿勢に敬意を表するとともに、新教育長におかれましては、活躍を期待するものではあります。幾つかの疑問点が払拭されず、賛成に値しませんでしたので、今回は反対とさせていただきます。

### ○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15号、議案第60号、長与町教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案について同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

しばらくお待ちください。ただいま、長与町教育委員会教育長に任命されました勝本真二さんから挨拶の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

### ○勝本真二君

こんにちは。学校教育課の勝本と申します。この度は、議会の皆様方から教育長として同意いただきまして誠にありがとうございます。今後は、教育の町長与の益々の発展のために、微力ではございますが、常に誠実に、感謝の心を忘れずに、精いっぱい頑張っていきたいと考えておる所存でございます。今後とも、皆様のご支援、ご協力のほど、切にお願いいたしまして、簡単ではございますが、ご挨拶に変えさせていただきます。ありがとうございます。

### ○議長（内村博法議員）

しばらくお待ちください。

次に、日程第16、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

次に、日程第17、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題といたします。

産業厚生常任委員長、議会広報広聴常任委員長、議会運営委員長から目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決されました案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがってこれら整理を要するものにつきましては、議長に一任することを決定いたしました。

ここで、今限りでご勇退されます黒田教育長から発言の申し出がありますので許可いたします。黒田教育長。

#### ○教育長（黒田義和君）

退任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。平成20年10月から、教育長職を拝命いたしましたけれども、いろいろとつまずきながら、今日まで歩んでまいりました。何とか任期を終えられそうでございます。この間、内村議長をはじめ、町議会の皆様、そして吉田町長、鈴木副町長はじめ、役場職員の皆さま、更に多くの地域の皆様に多大なるご支援、激励を頂きました。本当にありがとうございました。この議場が大好きでございました。長崎大水害の後から長与に住み移ってまいりました。前任者から引き継いできた大きな教育のまち長与、これをもっともっと充実させたいと思い、意気込んでまいりましたが、何ら成果をあげることなくバトンタッチすることを申し訳なく思

っております。ただ、東日本大震災という状況のもとで、長与小学校建設に着手し、皆様方のご支援をいただきながら何とか落成式を終えられたということだけが一つの思い出でございます。昭和48年に教壇に立って、もう40年余り教育のことばかりやってきましたけども、これからは広く社会に目を向けて、お世話になった長与のためにも少しずつ貢献しながら余生を過ごしてまいりたいと思っております。最後になりましたけども、議員各位、そして役場職員の皆様の更なるご健勝、ご発展、そして長与町の益々の発展を祈念いたしまして退任の挨拶といたします。本当に長い間お世話になりました。

**○議長（内村博法議員）**

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので許可いたします。吉田町長。

**○町長（吉田慎一君）**

それでは閉会にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきたいと思っております。去る9月6日に開会をしていただきました平成28年第3回定例会も本日閉会となりました。本定例会では11名の議員様から多くの一般質問を頂き、町政の発展の立場からご指摘、ご指導を賜りました。心から感謝を申し上げたいと思っております。あわせて今回は平成27年度の各会計歳入歳出決算認定をはじめ、提案をいたしました各議案につきましてもご審議をいただいたわけでございますが、本当に長い期間、慎重にご審議を賜り、本日それぞれの案件につきましてご決定を頂きました。心からお礼と感謝を申し上げる次第でございます。皆様方のご指導、ご提案、ご指摘につきましては、真摯に受けとめさせていただきます。今後とも長与町が住みたい、住み続けたい、住んでよかった、幸福度日本一のまちとなることを目標に、職員とともに全力で取り組んでまいりたいと考えております。皆様方の尚一層のご指導、ご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。また、9月末日をもって退任されます黒田教育長におかれましては、長与町教育長として2期8年間、本町の教育行政に御尽力をいただきました。感謝の念に堪えないところでございます。今後とも、尚一層のご活躍をされますことをご祈念申し上げたいというふうに思っております。さて、いよいよねりんピック長崎2016開会まで20日余りとなりました。本町で開催いたしますターゲットバードゴルフ交流大会におきましては10月16日に町民体育館で開会式をとり行うことといたしております。議員各位におかれましては、是非ご高覧いただきますようお願いを申し上げる次第でございます。いよいよ時節は秋を迎えるわけでございます。スポーツに文化にこれから行事も多くなってまいりますけれども、皆さん方におかれましては、それぞれご参加、ご協力をいただくことと思っております。どうかご指導、ご高配を賜りますよう心からお願ひを申し上げます。閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

**○議長（内村博法議員）**

次に、閉会にあたり私から一言申し上げます。今定例会では平成27年度決算認定な

ど多くの議案が審議され、各々の判断のもと、議決結果が出されたところであります。特に決算認定の審議結果については、次年度の予算編成などに生かしていただくことを期待するところであります。また、今定例会では長与町議員報酬に関する調査特別委員会の設置が可決されましたが、特別委員会での委員皆様の活発な議論を期待するところであります。よろしくお願い申し上げます。いよいよスポーツ、文化の秋が到来します。来月15日からは一大イベントのねんりんピックが開催されます。本町ではターゲットバードゴルフ交流大会が行われます。全国から集まる多くの方に、長与町の魅力を発信する上で誠に意義深いものとなります。本町での大会開催の成功を祈念申し上げる次第であります。結びになりましたが、本定例会の議事運営に対して議員皆様方のご協力に感謝申し上げます。また、9月末でご勇退される黒田教育長様には、これまで町内の小・中学校における教育水準の向上など、多面にわたりご尽力され多大なご功績を残されました。これまでの長年にわたる奉職に感謝し、これからのご健勝、ご多幸をご祈念申し上げまして、閉会に当たっての私の挨拶といたします。ありがとうございました。

これにて会議を閉じます。

これで平成28年第3回長与町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(閉会 12時07分)

左記、会議の経過は、事務局長 中山 庄治の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、地方自治法第123条の規定により、署名する。

長 与 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

会議録調整者

長与町議会事務局長